

議案第 3 2 号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 2 9 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則(平成6年教委規則第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「2年」を「2年以内」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則新旧対照表

旧	新	備考
<p>(運営委員会)</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等の長</p> <p>(2) 共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等のPTA役員</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 市職員</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条・第9条 略</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等の長</p> <p>(2) 共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等のPTA役員</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 市職員</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、<u>2年以内</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条・第9条 略</p>	

「生理の貧困」児童生徒のための事業

【ほっとスマイルプロジェクト】

1. 目的

生理用品に関する不安や生理に関する悩みを解消し、思春期の児童生徒が、誰一人として取り残されることなく、安心して学校生活を楽しく笑顔で過ごせることを目指す。

- SDGs 1. あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
4. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

2. 事業内容

- ① 生理用品購入支援
 - ・ 6月補正で、小・中・義務教育学校に配る生理用品購入の予算を確保
- ② 貧困、ネグレクト対策
 - ・ 養護教諭等からの直接配布により、貧困・ネグレクトの早期発見に努め、必要に応じて福祉などの関係部署に繋がられるような体制整備を図る
- ③ 事業の周知
 - ・ トイレへの掲示
 - ・ 養護教諭や保健体育教諭等による性教育の授業を通して
 - ・ 保護者へは、学校だより、保健だよりを通して
- ④ モデル校の選定、事業
 - ・ 女子トイレへの生理用品常備の必要性について検討するため、小・中学校からモデル校を選定し、女子トイレの一部個室に生理用品を備え付け、消費の動向を調査する

3. 今後のスケジュール

- ・ 市学校保健会養護教諭部会（6月）で詳細を説明予定
- ・ 6月議会閉会后、7月に学務課で一括購入の上、各学校へ配布予定
- ・ 管理簿（様式は、学務課で作成）で、残数の管理を各学校にお願いする
→ 残数により、次年度の予算取りをするため
- ・ トイレへの掲示物、保健だよりへの原稿の作成（学務課）

4. イメージキャラクター



「ほっとちゃん」

令和3年6月29日
教育委員会事務局学務課

家庭でのオンライン学習用モバイル Wi-Fi ルーターの貸与について

1 事業概要

長期休業期間において、児童生徒がタブレット端末を家庭へ持ち帰りオンライン学習を実施するにあたり、就学援助費の受給決定を受けた児童生徒のうち、家庭に無線 LAN によるインターネット接続環境が整備されていない者に対し、市が通信費を負担するモバイル Wi-Fi ルーターを無償貸与する。(就学援助のオンライン学習通信費の現物支給)

2 貸与する物品について

- 令和2年度予算で要保護・準要保護児童生徒の人数分 633 台のモバイル Wi-Fi ルーターを購入済
- 市が通信契約を行い、使用できる状態にしたものを学校で貸与
- 通信費用については市が全額負担
- 1日当たりの通信量に上限がある通信プランとする予定であるため、1世帯につき1台ではなく、1人につき1台を貸与

3 貸与希望調査の実施

- 貸与を必要とする者をあらかじめ把握するため、6月23日(水)に送付した「就学援助費受給者決定通知書」に調査票を同封し、貸与希望者の調査を実施中

4 貸与方法

- 希望調査の結果を集計し、各校に必要数のモバイル Wi-Fi ルーターを配布
- プライバシーに配慮し、就学援助費の支給時に学校から保護者に貸与することを想定

5 その他

- 自宅に環境が整備済みでありルーターの貸与を受けない者に対しては、オンライン学習通信費として一定額を現金支給
- 要保護児童(生活保護世帯)については、生活保護の教育扶助として支給

市内各小・中・義務教育学校長 殿

ひたちなか市教育委員会教育長 野沢 恵子

タブレット端末持ち帰り試行の実施について(通知)

このことについては、タブレット端末の家庭での活用に向けた準備を進めるために、タブレット端末持ち帰り試行を実施いたします。

つきましては、下記のとおり対応願います。

記

1 目的

タブレット端末の持ち帰り試行を実施し、夏季休業中の家庭学習やオンラインホームルーム等の活用に向けた準備を行う。

2 持ち帰り期日 ※学校でいずれかを選択

令和3年7月2日(金)【7月5日(月)に学校へ返却】

又は 7月9日(金)【7月12日(月)に学校へ返却】

3 持ち帰る端末

タブレット端末1台(Chromebook)

※本体のみとなります。充電器は持ち帰りません。
充電されている状態で持ち帰らせてください。

4 持ち帰り試行の流れ

期 日	内 容
6月21日(月)～ 6月25日(金)	・「タブレット端末持ち帰り試行へのご協力について(保護者)」を各学校で印刷し、全家庭に配付する。
6月21日(月)	・教育委員会から各学校に「Chromebook基本操作マニュアル」と「タブレット使用のルール」を配付する。
7月1日(木)まで (又は7月8日(木)まで)	・各学校で「Chromebook基本操作マニュアル」と「タブレット使用のルール」を印刷する。
7月2日(金) (又は7月9日(金))	・タブレット端末をランドセル(リュック)に入れて持ち帰らせる。 ・担任が学校で使用している児童生徒のQRコードを配付する。 ・担任が「Chromebook基本操作マニュアル」と「タブレット使用のルール」を全家庭に配付する。 ・教育委員会がChromebookに家庭使用の設定を行う。(16:00を予定) ※当日持ち帰る荷物の量の軽減に配慮願います。
7月5日(月) (又は7月12日(月))	・担任がタブレット端末を回収し、破損・故障がないか確認する。 ・担任が学校で使用している児童生徒のQRコードを回収する。 ・教育委員会がChromebookに学校使用の設定を行う。(8:30を予定)

5 その他

・タブレット端末が故障した場合は、教育委員会学務課にご相談ください。修理が発生する場合は、学校に配付してある予備機を貸し出してください。予備機の数には限りがありますので、大切に使用できるよう学校でも指導をお願いします。故意による破損については、保護者に弁償していただく場合があります。

・不明な点につきましては、担当まで問合せ願います。

問合せ先

ひたちなか市教育委員会事務局

電話 029 (273) 0111

【タブレット端末および通信環境】

学務課 小野寺, 安 内線7381

【タブレット端末の活用】

指導課 池田, 阿部 内線7331

保護者 様

ひたちなか市立〇〇学校長 〇〇 〇〇

タブレット端末持ち帰り試行へのご協力について(お願い)

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動へのご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

本校では、夏季休業期間にタブレット端末を家庭に持ち帰り、家庭学習やオンラインホームルーム等に活用することを予定しております。

つきましては、家庭での活用に向けた準備を進めるために、下記のとおり、タブレット端末持ち帰り試行を実施いたしますので、家庭において端末の確認、持ち運びの状況や家庭でインターネット接続が可能かどうかの確認をお願いいたします。ご家庭でのタブレット端末の安全な取り扱いについて、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 持ち帰り期日

令和3年7月〇日(金)【7月〇日(月)に学校へ返却】

2 持ち帰る端末

タブレット端末1台(Chromebook) ※本体のみとなります。充電器は持ち帰りません。

3 当日の配付物 ※家庭で保管

Chromebook 基本操作マニュアル

タブレット使用のルール

4 持ち帰り方法

ランドセル(リュック)に入れて持ち帰ります。※は学校の状況によって、修正・削除可

※ランドセル(リュック)内の衝撃を和らげるため、7月〇日(金)までにソフトケースや布製の袋等、衝撃吸収および傷付防止できるものをご準備ください。

(A4 サイズ 295mm x 205.3mm x 20.9mm)

5 家庭での確認事項について

【全家庭】

①タブレット端末の確認

今回持ち帰るタブレットを卒業まで使います。(端末番号で管理しています)

②Chromebook 基本操作マニュアルとタブレット使用のルールの確認

【インターネット(Wi-Fi)環境が整っている家庭のみ】

①Wi-Fiに接続する。

Chromebook 基本操作マニュアルをもとに、Wi-Fiに接続できるか確認する。

②QRコードでログインする。

QRコードをかざし、ログインできるか確認する。

③ドリルパークの動作確認をする。

ドリルパークを起動し、動作確認をする。

6 その他

- ・次回は、夏季休業中に持ち帰りを実施いたします。タブレットの充電は各家庭で行っていただくこととなります。**Chromebook** の充電が可能なUSB Type-Cの充電器の準備をお願いいたします。
- ・ご家庭のインターネット環境を使用させていただいた際の通信費はご家庭負担となりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
- ・タブレットが故障した場合は学校にご相談ください。修理が発生する場合は、教育委員会より予備機を貸し出します。予備機の数には限りがありますので、大切に使用できるよう、ご家庭でも指導をお願いします。また、故意による破損については、弁償をしていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・不明な点は、学校までお問合せください。

<連絡先>

ひたちなか市立〇〇学校 担当：〇〇 〇〇 〇〇 電話：029-

本市の児童生徒の通信機器等に関する安全な利用の推進及び家庭におけるルールづくり等に関する状況調査の結果について
令和3年5月現在

1 調査内容

《調査項目》

- | |
|--|
| ① 現在小学校4年生から中学校3年生までの抽出学級の市内合計児童生徒数 |
| ② ①のうちインターネット接続機器の利用について、留意点やルールなど家庭におけるルールづくりを実施した児童生徒数 |
| ③ ①のうち自分用のインターネット接続機器(携帯電話・スマートフォン・タブレット・ゲーム機器・パソコン)がある児童生徒数 |
| ④ ③で所有していると回答した児童生徒のなかで、自分用の携帯電話・キッズ携帯・スマートフォン・PHSがある児童生徒数 |

2 調査方法

市内全小・中・義務教育学校の対象学年からそれぞれ1学級を抽出し、調査票を用いて調査

3 調査結果

(1)小学校

小学校(義務教育学校前期課程を含む)												
学年	4年生				5年生				6年生			
	①児童数	②ルールづくり	③インターネット接続機器	④携帯・スマホ	①児童数	②ルールづくり	③インターネット接続機器	④携帯・スマホ	①児童数	②ルールづくり	③インターネット接続機器	④携帯・スマホ
市内合計	512	418	402	208	512	435	403	236	520	432	448	305
割合		82%	79%	41%		85%	79%	46%		83%	86%	59%

(2)中学校

中学校(義務教育学校後期課程を含む)												
学年	1年生				2年生				3年生			
	①生徒数	②ルールづくり	③インターネット接続機器	④携帯・スマホ	①生徒数	②ルールづくり	③インターネット接続機器	④携帯・スマホ	①生徒数	②ルールづくり	③インターネット接続機器	④携帯・スマホ
市内合計	270	216	235	201	254	201	227	204	253	183	236	199
割合		80%	87%	74%		79%	89%	80%		72%	93%	79%

○ お忙しいところ調査にご協力いただきありがとうございました。
○ 今回の調査は抽出された児童生徒による調査でしたが、児童生徒がトラブルに巻き込まれることなく、安全に通信機器やインターネットを利用できるようにするため、すべての児童生徒の家庭において話合いシートをもとにルールづくりについての話合いを進めていただきますよう児童生徒や保護者に働きかけをお願いいたします。(夏季休業前の学級活動で児童生徒に話をしたり、保護者懇談会で保護者の協力を依頼したりする等)

令和４年ひたちなか市成人の集い実施要綱

教育委員会事務局青少年課

- 1 目的 新成人の今後の活躍に期待をこめて、成人の集い（成人式）を開催し、成人としての門出を祝福する。
- 2 主催 ひたちなか市・ひたちなか市教育委員会
ひたちなか市成人の集い実行委員会
- 3 日時 令和４年１月９日（日）
 - 1部 受付 午後０時００分～０時５０分
式典 午後１時００分～１時４５分
対象学区 勝田第一中学校区，勝田第二中学校区，
大島中学校区，田彦中学校区
 - 2部 受付 午後２時００分～２時５０分
式典 午後３時００分～３時４５分
対象学区 勝田第三中学校区，佐野中学校区，
那珂湊中学校区，平磯中学校区，
阿字ヶ浦中学校区
- 4 場所 ひたちなか市文化会館（ひたちなか市青葉町１－１）
- 5 対象者 平成１３年４月２日から平成１４年４月１日までに生まれた者で、本市に住所を有する者。
ただし、就学等のため転出した者で出席を希望する者は対象とすることができ
る。
なお、成人の集い当日の出席については事前申込制とする。
- 6 その他 成人の集いの運営については、成人の集い実行委員会で検討する。
また、成人の集い開催前に新型コロナウイルスの影響や災害により、参加者の安全を確保することが困難であると想定される場合は、その時点において式典を中止または内容等を変更するものとする。

令和３年度公立学童クラブ夏季休業日昼食提供に係る実施概要

教育委員会事務局青少年課

1 趣旨

小学校及び義務教育学校前期課程の夏季休業日に公立学童クラブを利用する児童について、保護者の負担軽減の観点から希望者に対し、実費負担による昼食の提供を行う。

2 場所

市内全小学校及び義務教育学校前期課程の公立学童クラブ（１８校）

3 実施方法

(1) 事業者 昼食の提供は、市と協定を結んだ事業者が行う。

(2) 代金 １食あたり４００円（消費税込み）

(3) メニュー

学校給食実施基準を参考に、栄養やバランス等を考慮した児童用の昼食にふさわしい主食、主菜１品、副菜２品で、１食あたり５００キロカロリー～７００キロカロリーを目安とする。

(4) 提供の流れ

夏季休業期間中の学童クラブ開設日２６日の期間について注文を受け付け、学童クラブが発注する。

保護者は、学童クラブで運用する出欠席管理システム「安心でんしょぼと」のアンケート機能を用い、

＜前期＞ ６月２８日（月）～７月４日（日）

＜後期＞ ７月２６日（月）～８月１日（日）

の期間に注文する。

事業者は、当日１０：００～１２：００までの間に各学童クラブに配達するとともに、配達日の当日中に各学童クラブの容器を回収する。

令和３年度 配達事業者及び配達先一覧

配達事業者名	事業者住所	配達先の学童クラブ
(有) 岩崎食品 029-274-3411	三反田 3 3 7 8	中根小, 勝倉小, 三反田小, 東石川小, 長堀小, 外野小
(有) 喜夕八 029-354-1188	足崎西原 1 4 4 5 - 2	前渡小, 佐野小, 高野小, 田彦小
(有) 秀かつ 029-273-3795	金上 1 0 7 6 - 1	枝川小, 市毛小, 堀口小, 津田小
(有) 重兵衛 029-262-4880	柳が丘 2 9 - 1	那珂湊第一小, 那珂湊第二小, 那珂湊第三小, 美乃浜学園



ねんどさんかしゃぼしゅう
2021年度参加者募集
 いばらきこうせん にい ねえ せんせい じっけん
 茨城高専のお兄さん・お姉さんや先生と実験しよう!

実施場所：長堀小学校 理科室・図工室
 講師：茨城工業高等専門学校 教員および学生
 参加費：無料
 参加条件：以下の(1)~(3)のすべてを満たす長堀小学校学童クラブ利用者1~6年生

- (1) 原則、全7回に参加していただけること。(学校行事でお休みする回は除く。)
 (2) アンケート調査にご協力くださること。(裏面の内容を必ずご参照ください。)
 (3) 長堀小-茨城高専ラボの実験風景を撮影した写真・動画等を
 茨城高専ホームページや広報誌等に掲載することに同意いただけること。

定員：30名 (要事前申込) ※昨年度ご参加いただいた児童の方々も申し込み可能ですが、昨年度と同じ内容の実験も含まれていることをご理解の上、全日程参加いただけることを条件といたします。
 ※申込者数が定員を超えた場合は抽選となります。
 申込期間：2021年6月21日(月)~6月25日(金)
 申込方法：本紙下部の申込用紙を切り取り、必要事項を記入し、学童クラブにご提出ください。
 兄弟姉妹で参加をご希望の際は申込用紙1枚に参加希望児童名を全員分ご記入ください。
 ※参加決定者には郵送にてご連絡します。

実施日程・内容 ※低・中学年向けの内容です。※新型コロナウイルス感染症拡大の際には、中止となる場合があります。

- ① 7月21日 午後1時~午後2時 色で遊ぼう / オレンジ色のペンには何色がかくれんぼ?
 ② 8月24日 午後1時~午後2時 音で遊ぼう 音の流れる回路を作ろう。
 ③ 8月25日 午後1時~午後2時 空気砲で遊ぼう 空気での的をたおせるか!?
 ④ 9月29日 午後4時~午後5時 光で遊ぼう LED が光る回路を作ろう。
 ⑤ 10月13日 午後4時~午後5時 形で遊ぼう ミツバチの巣はどんな形?
 (⑤5年生は宿泊合宿のため、お休み予定)
 ⑥ 11月10日 午後4時~午後5時 磁石で遊ぼう 磁石と力くらべ!?
 (⑥6年生は遠足のため、お休み予定)
 ⑦ 12月8日 午後4時~午後6時 星を見よう 望遠鏡で星を見てみよう。

キ リ ト リ

2021年度長堀小-茨城高専ラボ申込用紙

ふりがな
 児童氏名 _____ 学年/組 () 年 () 組
 ふりがな
 児童氏名 _____ 学年/組 () 年 () 組
 ふりがな
 児童氏名 _____ 学年/組 () 年 () 組
 ふりがな
 児童氏名 _____ 学年/組 () 年 () 組
 保護者氏名 _____

住所〒 _____

TEL _____

参加条件(1)~(3)すべてに同意します。(提出前に□に✓を記入しているか必ずご確認ください。)

アンケート調査へのご協力のお願い

子どもの資質には、読み・書き・計算などの認知能力のほかに、意欲・関心・興味をもって、仲間と協調しながら粘り強く、ものごとに挑戦する姿勢などの非認知能力があります。非認知能力は、「テストで100点を取る」ように目に見える形で現れる能力ではありませんが、東京大学社会科学研究所の全国調査から非認知能力が将来の所得に影響を及ぼすことがわかっています。

非認知能力を育むためには、学童期までの興味を引き出せる体験活動がひとつの鍵とされています。今回、茨城高専では、『長堀小-茨城高専ラボ』全7回の理科教室を通して、子どもたちが科学の世界に触れながら、興味・関心をもち、仲間と協働する活動を提供します。

令和2年度の活動風景



『長堀小-茨城高専ラボ』へ参加される児童の保護者の皆様には

- **家庭状況（世帯年収など）に関する簡単なアンケート**

『長堀小-茨城高専ラボ』へ参加される児童の皆様には

- **複数回の質問紙（社会的能力や自己効力感を測定する専用のアンケート）への回答**

にご協力をいただき、継続的な理科教室への参加が、子どもたちの非認知能力の育成に寄与できるかどうか見出したいと考えております。参加される皆様には、**ご理解とご協力をお願い致します。**

アンケート調査は、ご家庭で回答いただき、**郵送**で提出する形で実施いたします。

※質問紙による社会的能力等の測定結果は、参加児童全員の理科教室参加前後での数値の比較のみに使用するものであり、参加児童個人の資質を評価する目的では使用しません。また、アンケート及び質問紙は、個人が特定できない状態で統計分析を行います。

お問い合わせ先： 茨城工業高等専門学校 一般教養部 久保木祐生

TEL：029-272-5201、メールアドレス：kosenlab2020@ibaraki-ct.ac.jp

※長堀小学校の先生方への問い合わせはご遠慮ください。

申込される方は表面の申込用紙に
必要事項をご記入の上
学童クラブまでご提出ください。